

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	6		整理整頓を常に心がけて適切な活動スペースの確保に努めています。 また、当日の利用児童に合わせて臨機応変に空間の設定を変えたりなどの対応ができるように日々の朝礼で話し合っています。	今後も、適切なスペースの確保と環境整備に努めてまいります。
	2	6		基準配置を上回る職員数を保っています。 利用児童の一人ひとりにしっかりと関わることのできる体制を心がけ、個々の成長に応じてマンツーマンでの療育もおこなっております。	今後も適切な人員を配置・確保して運営してまいります。
	3	6		生活空間は、児童にわかりやすく構成された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている。	今後も、利用児童一人ひとりの特性に応じた環境づくり・配慮をしていきます。
	4	6		生活空間は、清潔で心地よく過ごせる環境になっている。また、児童達の活動に合わせた空間となっている。	今後も、清潔で心地よい空間・環境づくりに努め、感染予防対策にもより注意してまいります。
	5	6		必要に応じて、児童が個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっている。	今後も、利用児童一人ひとりの特性に応じた環境づくり・配慮をしていきます。
業務改善	6	6		毎日サービス提供時間前に職員全体で集まり、利用児童の支援について話す時間を設けています。 また、定期的な会議をおこない、評価や課題分析・日々の振り返りや業務改善についても話し合い、共通理解に努めています。	今後も同様に、P D C A サイクルによる業務改善に職員全体で努めてまいります。
	7	6		保護者様向け評価表を活用するなどによりアンケート調査を実施して保護者様の意向等を把握し、業務改善につなげている。	今後も、常時保護者様からのご意見をいただき、把握したうえで業務改善につなげていきたいと思っております。
	8	6		職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげている。	今後も同様に、業務改善に職員全員で努めてまいります。
	9	6		第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10	6		職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されている。	今後も、研修の機会を多くもち、職員の資質向上を図ってまいります。
適切な支援の提供	11	6		適切に支援プログラムが作成・公表されている。	支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12	6		個々の児童に対してアセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	今後も、適切な手順での支援計画を作成してまいります。
	13	6		放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、児童の支援に関わる職員が共通理解の下で、児童の最善の利益を考慮した検討が行われている。	今後も、適切な手順での支援計画を作成してまいります。
	14	6		放課後等デイサービス計画が職員間共有され、計画に沿った支援が行われている。	今後も、支援計画に沿った支援内容を、職員全体で細やかに提供できるように努めてまいります。
	15	6		児童の適応行動の状況を標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認している。	今後もアセスメントツールを活用し、保護者様のニーズや児童の状況などの状況把握に努め、より良い支援の提供に努めます。
	16	6		放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供（『家族支援』『本人支援』『家族支援』『移行支援』及び「地域支援、地域連携」のねらい及び支援内容を踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	今後も一人ひとりに合わせた項目を選択し、保護者様にわかりやすい具体的な支援内容の提供に努めてまいります。
	17	6		活動プログラムの立案をチームで行っている。	今後もよりよい支援の提供ができるようチームでの立案に努めています。
	18	6		活動プログラムが固定化しないよう工夫している。	今後も活動が固定化しないよう、一人ひとりの状況に応じた支援に努め、その内容が利用児童に反映され保護者様に伝わるように配慮してまいります。
	19	6		児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成し、支援が行われている。	今後も同様に、適切な支援計画を作成してまいります。
	20	6		支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っている。	今後も、支援するにあたり重要な時間と位置付け、時間を相し、情報共有と共通理解に努めてまいります。
	21	3	3	支援終了後は、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。	今後も、振り返り・情報共有を大事に日々実施してまいります。
	22	6		日々の支援に際して記録をとることを徹底し、支援の検証改善につなげている。	今後も適切かつ細やかな経過記録をおこない、検証・改善に繋げられるよう努めてまいります。
	23	6		定期的にモニタリングを行い放課後等デイサービス計画の見直しを判断し、適切な見直しを行っている。	今後も、事業所内での個別支援会議にて利用児童の状況や児童の状況に保護者様に伝え、モニタリングと計画の見直しにより良く行くよう努めてまいります。
	24	6		放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせ支援を行っている。	滞在時間・体調・情緒を見ながら、複数の基本活動を組み合わせ支援をおこなっています。
	25	6		児童が自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定をする力を育てるための支援を行っている。	個々の特性に合わせて、選び取りの方法を工夫し、自己決定を促し養育支援をおこなっています。
関係機関や保護者様との連携	26	6		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その児童の状況をよく理解した者が参加している。	今後も同様に児童発達支援管理責任者が参加することに加え、状況に応じて児童の状況に合わせた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士などの専門職も参加してまいります。
	27	6		地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えている。	今後も関係機関との連携を図り、児童の情報を共有した支援をおこなってまいります。
	28	6		学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、児童の下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている。	送迎時や連絡帳・電話対応を含め、必要に応じて連絡調整をおこなっています。
	29	6		就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている。	保護者様のご意向を確認し、必要に応じて各関係機関との情報共有と相互理解に努めています。
	30	3	3	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所へ移行する場合は、それまでの支援内容等の情報を提供する等している。	現在対象となる利用児童がいいためおこなっていません。
	31	2	4	地域の児童発達支援センターとの連携を行い、必要に応じてスーパーバイザー助言や研修を受ける機会を設けている。	感染症予防の観点から外部での研修等への参加は控えさせていただいています。
	32	6		放課後児童クラブや児童館との交流など外部との活動する機会がある。	現時点では、個人情報等の観点から、外部との交流の機会の実施できておりません。
	33	6		（自立支援）協議会等へ積極的に参加している。	感染症予防の観点から、外部での研修等への参加は控えさせていただいています。
	34	6		日頃から児童の状況を保護者様と共有し、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている。	遠く・送迎時に保護者様との相談については、いつでも受け付け、園や自宅での様子をお伺いし助言を行っています。またこちらからも気づいた点をお伝えする中で、状況や課題に気づき共通理解につながっています。
	35	3	3	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っている。	現時点ではペアレントトレーニング等は実施しておりません。
	36	6		運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。	ご契約時に丁寧な読み合わせをおこない、わかりやすく時間をかけて説明を行うように努めています。
	37	6		放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童や保護者様の意思の尊重、児童の最善の利益の優先考慮の観点から踏まえて、児童や保護者様の意向を確認する機会を設けている。	面談・アセスメントにて保護者様のニーズを聞き取りや課題を明確に捉えた後、職員周知のうえで意見を話し合い、客観的に分析し支援計画が作成されております。計画の見直しは、ご要望にお応えし、その都度おこなうことが可能です。
	38	6		「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から放課後等デイサービス計画の同意を得ている。	保護者様とお話の中で、ガイドラインに沿った支援計画を立て、その計画に対して、ご意向・課題に不備がないか確認しながら十分な説明のうえ同意を得ております。
	39	6		家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に対応し、面談や必要助言と支援を行っている。	連絡帳・送迎時・電話対応・家庭訪問などの保護者様とのコミュニケーションツールを最大限に活用するとともに、こちらからの気づきによるお声がけや、事業所内相談での助言をおこなっています。
	40	6		父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者様同士で交流する機会を設けている。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしている。	感染症予防のため、現時点では実施予定はありません。
41	6		児童や保護者様からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者様に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している。	保護者様からの申し入れや相談に対しては、職員全体に周知し、状況説明と可能な範囲での対応を迅速、かつ適切に対応しております。	
42	6		定期的に通信等を発行することや、HP や SNS 等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡帳等の情報を児童や保護者様に対して発信している。	COMPASS だよりを季刊発行、毎月お便りを作成し、保護者様へ配布しております。このほか YouTube で療育チャンネルを運営し、公式 Web サイトのブログ、各種 SNS でも情報発信しております。	
43	6		個人情報の取扱いに十分留意している。	個人情報記載の書類については、鍵付き書庫や管理の行き届く環境で保管し、情報流出がないよう取り扱いは慎重におこなっています。掲載等個人情報の取扱いに当たっては、その都度事前の確認をさせていただき保護者様に同意を得ています。	
44	6		障がいのある児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている。	それぞれの特性に応じて、口頭だけでなく、書面やイラスト・視覚的支援等を活用して情報伝達に配慮しています。	
45	6		事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている。	現時点では、個人情報等の観点から、外部との交流の機会の実施できておりません。	
46	6		事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防災マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。	各種マニュアルにつきましては、保護者様にも確認していただきやすいように事業所の玄関に掲示し、周知しています。また、発生想定訓練は定期的に話し合い、訓練結果に対しての改善も職員で話し合い、突然の発生に備えています。	
47	6		業務継続計画（BCP）を策定するとともに（非常災害の発生に備え、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っている）。	定期的な火災・地震・風水害・不審者対応訓練をおこない、訓練後の職員間での共通理解・改善に努めています。	
48	6		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を把握している。	契約時やその都度で保護者様に十分な確認をおこない、職員全体に周知し、把握しています。対応については、児童発達支援管理責任者の責任の下、的確な対応をおこなわれるよう徹底しています。	
49	3	3	食物アレルギーのある児童に基づき、医師の指示による対応を行っている。	現在対象となる利用児童がいらないため、おこなっていませんが、アレルギーのある児童については、保護者様よりアレルギー調査票にて確認し、職員全体でアレルギーの一覧を作成し、職員全体で把握して対応をおこなっています。	
50	6		安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分な中で支援が行われている。	安全計画を策定し、事業所内に提示しております。計画に沿って、点検や訓練を実施しております。	
51	6		児童等の安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づき取組内容について、家族等へ周知している。	今後も計画に沿って、定期的な点検や訓練を実施してまいります。	
52	6		ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討を行っている。	ヒヤリハットは、些細なことでも記すことで気づきと改善につながる大切なものと位置付け、誰もが利用児童の安全のために事例を共有しやすくなるよう、作成しております。作成された事例は、定期的に会議等で取り上げ話し合う機会を作り、危険予防に努めています。	
53	6		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。	事業所内にて、定期的にマニュアルに沿った職員研修をおこない、適切な対応が保たれるよう日々努めています。	
54	6		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明や了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。	契約書等に身体拘束についての記載があり、生命・身体保護のためにのみやむを得ずおこなう場合は保護者様の同意を得るようとしています。また、個別支援計画にも記載しております。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体でおこなった自己評価です。